

publicity magazine
for small and medium-size enterprise
cyushokigyo-chiba

～もうすぐ始まる600万人ちば～

中小企業ちば

2002. 9. No.445



秋のみさと駅（市原市）

Contents 【主な内容】

- 特 集 p 1 決算関係書類の提出を（千葉県休眠組合を整理）
- 事 業 p 2 官公需確保対策地方推進協議会千葉県で開催
- p 3 官公需発注情報（平成14年度上半期）
- リポート p 4 中小企業の会計に関する研究会報告書発表
- 施 策 p 5 売掛債権担保融資保証のご案内
- 景 況 p 6 情報連絡員報告等
- ご 案 内 p 7 ちば地域商業活性化フォーラム2002のご案内他
- お知らせ p 8 チャレンジ21の番組表他

2002

9

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

E-mail:web-master@chuokai-chiba.or.jp

決算関係書類の提出を整理

千葉県

休眠組合を整理

今後の予定としては、該当組合の所在等確認のための法人登記簿の交付申請、中央会においては決算関係書類の提出または解散指導を整理終了まで行う。

このため、千葉県では十月中旬には「解散命令のための確認通知」を該当組合に対し発送する模様。

千葉県は八月下旬に休眠組合の整理についての手続きに入った。

これは、平成十四年十月一日（基準日）から遡つて二年間に、所管行政庁に対する届出・許認可の申請等が一度もなされていない組合に対して、中小企業等協同組合法第一百六条第四項に基づく解散命令を出すもので、このほど該当組合のリストアップをおこなった。

本誌五月号でお知らせしたとおり、組合は正当な理由がないのに成立の日から一年以上事業を開始しなかつたり、一年以上事業を停止している組合については、行政庁が業務改善命令を経ないで直ちに解散命令が出ることになつており、千葉県はリストアップした組合に対し決算関係書類の提出を求める督促状を発送した。

関係条文

〔決算関係書類の提出、備付及び閲覧等〕

協同組合法第四十条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、

①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書及び⑤剩余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 理事は監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

〔決算関係書類の提出〕

第一百五条の二 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書及び⑤剩余金の処分又は損失の

処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。
（法令等の違反に対する行政庁の措置）

第六百六条第四項 行政庁は、組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上の事業を停止していると認めたときは、その組合に対し、解散命令を出すことができる。

*この具体的な判断として三期連続して決算関係書類の提出がない組合をリストアップした。

〔決算関係書類の提出〕

協同組合法施行規則第十二条 法第一百五条の二の規定により組合の決算関係書類を提出しようとする者

者は、「様式第二十三」による提出書に、次の書類を添えて提出しなければならない。①、②、③、④、⑤、⑥前各号の書類を提出した通

常総会の議事録またはその謄本

（中央会にご相談下さい）

中央会では現に活動していないが、決算関係書類の提出を失念している組合に対して、提出するよう働きかけております。

詳細については、本会産業振興部までご照会下さい。

(様式第23)

年 月 日	(1)
組合の住所および名称	
組合を代表する理事の氏名	
中小企業等協同組合決算関係書類提出書	
中小企業等協同組合法第105条の2の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。	

様式第23による提出書

書類

部までご照会下さい。

中小企業組合の受注増大のために――

官公需確保対策地方推進協議会 千葉県で開催（関東経済産業局）

地方協議会開催

関東経済産業局は平成十四年度官公需確保対策地方推進協議会（千葉県）を八月十九日千葉県中小企業指導情報センター会議室において開催した。

これは七月九日閣議決定された「平成十四年度中小企業者に関する国等の契約の方針」（本誌八月号既報）をうけて、国、県、及び市町村の商工担当者や契約担当者と官公需適格組合が参加し、契約方針等の説明が行われた。

官公需とは

国の機関や独立行政法人等が、物品の購入やサービスの提供を受けたり、工事の発注などをすることをいう。

これは中小企業の受注機会の増大を図るために、昭和四十一年に「官公需についての中小企業者のために作られたのが「官公需適

受注の確保に関する法律」が制定され、この法律に基づき毎年「契約方針」が閣議決定され公表されている。先に述べたとおり本誌でも前月号でその要旨を掲載したが、平成十四年度の新規措置項目は①新たな受注機会確保のための売掛金債権の譲渡禁止特約の解除等の措置を通じた売掛債権担保融資保障制度等の利用の促進、②「技術力のある中小企業者に対する入札参加機会の拡大措置」の独立行政法人及び公庫・公團等の特殊法人への適用、③官公需受注を希望する中小企業者の相談に応じる「官公需相談窓口」の常設整備が講じられることになった。

官公需組合制度

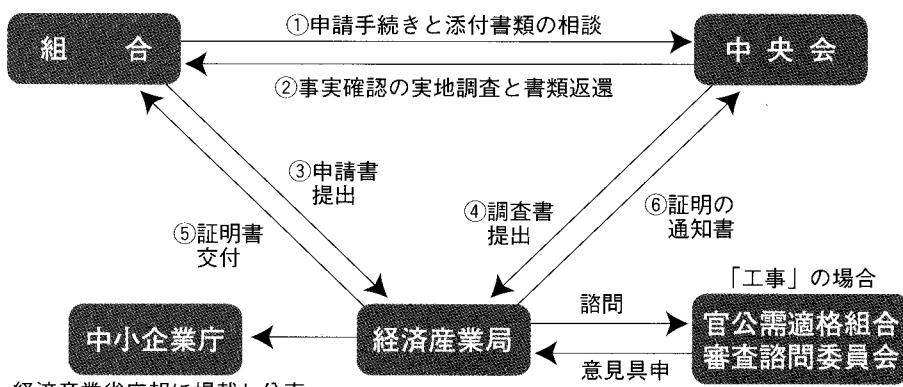
協同組合等が官公庁、独立行政法人等の官公需を積極的に受注するため、昭和四十一年に「官公需についての中小企業者のために作られたのが「官公需適

格組合制度」である。この制度は官公需の受注に対して意欲的であり、かつ受注案件に対して十分に責任をもち履行できる経営基盤（組織体制・財政状態等）が整備されている組合であることを条件に、中小企業庁（関東経済産業局）が証明する制度である。

この証明を受けられる組合は、中小企業者が組合員である「事業協同組合」「企業組合」「協業組合」「商工組合」「商店街振興組合」等であり、現在全国で約八百組合、千葉県で二十五組合が共同受注活動をおこない、大きな実績を上げている組合もある。

また、建設工事の登録において、完成工事高の点数算定などにおいては「協同組合に係る総合点数の算定方法」が制定されるなどの配慮がなされているので、各官公庁等の経営事項審査を受けるときは、同制度を導入しているかを確認することが望ましい。

官公需適格組合の証明を受けようとするときは、「物品・役務關係」と「工事関係」でそれぞれ証明基準が定められ提出書類も多いので、事前に本会指導相談室へご相談下さい。



官公需発注情報〈平成14年度上半期〉

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。紙面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しましたので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。

区分	発注官公庁名	担当窓口	発注物品、役務工事名	発注概算金額 (千円)
国等	科学警察研究所	総務部会計課 04-7135-8001	外衣・下着類、機械すき和紙、事務用品	773
	陸上自衛隊習志野駐屯地	第316会計隊 047-466-0720	市川宿舎風呂釜等交換工事、市川宿舎 浄化槽補修工事、習志野及び八千代宿 舎風呂釜等交換工事、市川宿舎浴室扉 等補修工事、食器洗浄及び清掃作業等 役務	—
	千葉少年鑑別所	庶務課 043-253-7741	機械すき和紙	—
	千葉大学	経理部契約室 043-290-2048	事務用品	—
	木更津工業高等専門学校	事務部会計課総務係 0438-30-4023	印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品	4,390
	国立歴史民俗博物館	管理部会計課 043-486-0123	印刷、事務用品 防災設備点検業務、特高・高圧受変電設 備点検業務	15,300
	独立行政法人放射線医学 総合研究所	管理部会計課 043-251-2111	織物、外衣、下着類、繊維製品、家具、印 刷、機械すき和紙、潤滑油、事務用品、台 所食卓用品	20,310
	千葉労災看護専門学校	0436-75-0542	外衣・下着類、印刷、事務用品	1,600
	関東農政局千葉統計情報事務所	043-253-9211	繊維製品、家具、印刷、機械すき和紙、事 務用品、台所・食卓用品	1,760
県等	新東京国際空港公団	経理部契約課 0476-34-5727	外衣・下着類、家具、印刷、事務用品 第1旅客ターミナル第5サテライト新築工 事(空調・衛生)	75,104
	千葉県(総務部)	管財課調度班 043-223-2096	印刷	—
	千葉県(君津都市計画事務所)	0438-37-6611	事務用品	500
市町村等	市川市	財政部契約課 047-334-1111	印刷、事務用品	4,426
	鎌ヶ谷市	総務部財政課 047-445-1141	準用河川二和川バイパス整備工事、初 富・五本松地区地域排水整備工事	—
	木更津市	総務部契約検査課 0438-23-7111	印刷	551
	君津市	財政部管財課 0439-56-1662	外衣・下着類、印刷、機械すき和紙、事務 用品	34,048
	松戸市	総務部商工観光課商工振興係 047-366-7327	外衣・下着類、その他の繊維製品、印刷、 事務用品	16,536
	八千代市	総務部管財課 047-483-1151	(仮称)緑ヶ丘公民館・図書館建設工事	—
	四街道市	経済環境部商工課 043-421-2111	事務用品	5,016

取引先や金融機関等の外部より
信頼を得るための

中小企業の会計に関する研究会報告書

基づき一括で評価することも、それが、適正かつ合理的である限り、認められる。

有価証券

金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買入れたときは相当の増額を、低い代金で買い入れた時その他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

市場価格のある金銭債権については、時価で評価することができる。

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務については時価で評価する。但し、専らリスクヘッジを目的とするものについては、ヘッジ対象とデリバティブを一体で評価する。

棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法を用いる。

棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法等、一般に認められる方法を用いて行う。

原価法を採用した場合において、棚卸資産の時価が取得価格より著しく低い時は、将来回復の見込みがある場合を除いては、時価で評価しなければならない。

売買目的の有価証券については、時価で評価する。

棚卸資産は、創立費、開業準備費、試験研究費・開発費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金及び建設利息を計上することができる。

繰延資産は、予測できなかつた著しい資産価格の下落があった際には、減損額を控除しなければならない。

固定資産の減価償却は、定率法、定額法その他の方法に従い、毎期継続して、規則的な償却を行う。

棚卸資産の取得原価は、購入代価又は製造原価に引き取り費用等の付随費用を加算する。

固定資産

中小企業庁は、このほど「中小企業の会計に関する研究会報告書」を発表した。この報告書は商法特例法上の小会社（資本金一億円以下の株式会社）を対象に中小企業が外部から信頼を受けるための会計ガイドラインで、以下はその各論の概要。

中小企業の計算書類作成の基本的考え方

中小企業の計算書類は、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な程度に、会社の財政状態および経営成績について真実の概観を示すものでなければならない。

会計方針の変更

会計方針を変更する場合、その変更によって会社の財産および損益の状況をより正確に表示するこどを目的としてしなければならない。

金銭債権

金銭債権の評価額は、その債権

も金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買入れたときは相当の増額を、低い代金で買い入れた時その他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

市場価格のある金銭債権については、時価で評価することができる。

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務については時価で評価する。但し、専らリスクヘッジを目的とするものについては、ヘッジ対象とデリバティブを一体で評価する。

棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法を用いる。

棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法等、一般に認められる方法を用いて行う。

原価法を採用した場合において、棚卸資産の時価が取得価格より著しく低い時は、将来回復の見込みがある場合を除いては、時価で評価しなければならない。

棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法を用いる。

棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法等、一般に認められる方法を用いて行う。

原価法を採用した場合において、棚卸資産の時価が取得価格より著しく低い時は、将来回復の見込みがある場合を除いては、時価で評価しなければならない。

将来の費用又は損失が特定され、その発生原因が当期以前の事象にあり、費用又は損失の発生の可能性が高く、設定金額の見積もりを合理的に行いうるもので、かつ、法的債務性のあるものについては、引当金等を計上しなければならない。

法的債務性のないものは、重要な債権ごとに評価する。

特定の種類の集団的な金銭債権について、過去の貸倒実績率等に

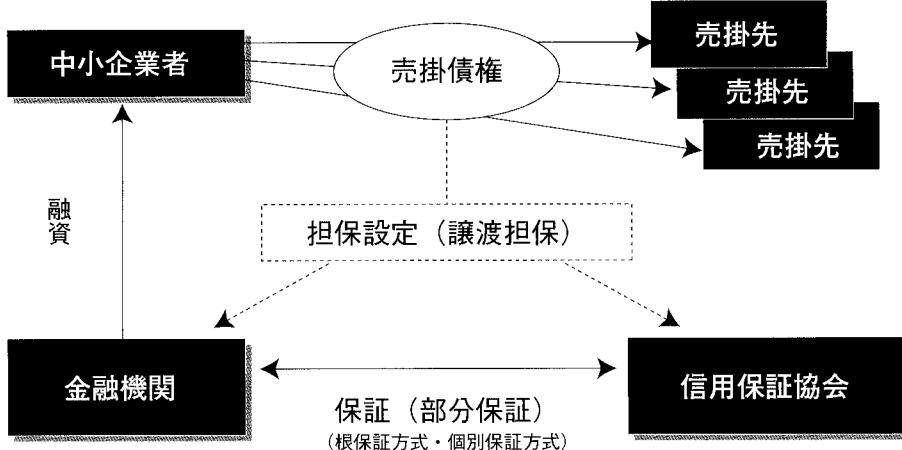
売掛債権担保融資保証のご案内

中小企業のみなさまの資金調達に、また1つ新たな途を拓く制度が創設されました。

本制度は、取引先に対して有している売掛債権を担保として金融機関から融資を受けるときに、信用保証協会が90%の割合保証を行う制度です。通常の保証限度額2億8千万円の別枠で利用できます。

1. 保証限度額：1億円（貸付限度額は1億1,100万円）
2. 保証形式：根保証と個別保証の二種類
3. 貸付型式：手形貸付
4. 保証期間：根保証1年（但し、返済引当とした売掛債権の支払い期日が終期後4ヶ月以内に到達するときは、最終返済期日を同日とすることができます。）
個別保証6ヶ月
5. 担保：申込人の有する売掛債権のみ（他の担保の徴求は不可）
6. 保証人：法人の代表者（他の担保の徴求は不可）
7. 対抗要件の具備：次のいずれかの方法による。
 - ①確定日付のある通知または承諾（民法第467条）
 - ②意義を留めない承諾（民法第468条）
 - ③債権譲渡登記（債権譲渡特例法第2条）

〈本制度のスキーム〉



制度の詳細は、下記の協会窓口または取引のある金融機関にお問合わせ下さい。

千葉県信用保証協会

- 本 所 保証第一課・保証第二課 TEL 043 (247) 0711・2
千葉市中央区千葉港4-2 (千葉県中小企業会館2階)
- 支 所 保証第二課 TEL 047 (365) 6010
松戸市本町7-10 (ちばぎんビル4階)

情報連絡員報告を中心とした

県内の中企業動向 &トピックス・七月

事業所減少

【県下全域】

このほど発表された事業所企業統計（速報）によると、昨年十月一日現在の県内の民営事業所数は二十万九十八事業所で、前回調査（九十六年）との比較では約八千五百事業所、千九百五十七年以来四十四年ぶりの減少を記録し厳しい経済状況を物語っている。

パン製造業

【県下全域】

市販のパンについては量販店での安売りが日常化しており、中小企業にとっては毎月厳しい状況である。

印刷業

【千葉市】

ここ数年各社ともに需要の減少と過激な価格競争により大幅な売り上げ低下に苦しんでおり、毎年対前年比マイナス10%以上の落ち込みである。

土砂採取業

【県内全域】

長引く建設不況のため、土砂を必要とする工事もなく、生コン、アスファルト用の需要も減少しており、業界全体が低迷している。

異業種工業団地

【流山】

脱退した企業跡地に新組合員を迎えることができた。また、数ヶ月間抱えていた不良債権も回収することができた。

木・木製品製造業

【県下全域】

丸太市場は梅雨時に出荷量が落ち込み厳しい状況が続いている。価格も下げ止まらず、底入れには程遠い感じだ。

生コンクリート製造業

【県下全域】

引き続き厳しい状況が続いている。

鉄工団地

【千葉】

マクロでは改善の方向に向かっていると報じられているものの、組合員の間では好転の兆しが感じられない。

機械金属製造業

【船橋】

七月は賞与の支給月であり、金融の逼迫とかさなり、各社とも資金繰りの面で苦しい対応を迫られたようだ。

ソフトウェア業

【千葉市他】

定期的に新入社員を採用している企業は数社しかないが、理由もわからないまま、入社後数ヶ月で退職する者がいる。

カイロプラクティク業

【県下全域】

各医院の充り上げ格差が大きい。

建設業

【市原】

七月に入り受注が出始め、前年同月比では多少増加している。

貨物運送業

【県下全域】

トラック業界では多少上向いているとの報道があるが、組合員の間では変化がみられない。

建設機械業

【県下全域】

引き続き厳しい状況が続いている。

個人授業業

【千葉市他】

ゆとり教育の影響か夏期講習の参加者が多少増加した。

建設業

【県下全域】

官公署からの受注は対前月比では減少であつたが、前年同月比では増加しており、受注額は若干戻りつつある。

小売・サービス業

【習志野市】

長引く土地の下落によって、担保余力が減少し、銀行から既往融資に対して、金利の引き上げ要請があり苦慮している。

小売・サービス業

【松戸】

一部には底堅さもみられるが、じられている個人消費も、夏のボーナス減少や株安、将来の不安などが重なり、期待されていた贈答用品など思わしくなく、夏のイベントの準備も士気が上がらない。

緊急就職支援事業はじまる

【市原】

この事業は県内の中高年失業者を対象に、求人の多い職種について、就業に必要なスキルを習得するための講座等を開催し、再就職を支援するもの。

本会では千葉県の委託を受け、警備業界で働く人のための再就職支援講座を千葉市内で十月二十二日から延べ七日間開催する。

警備業

【千葉市】

警備業（協）及び社千葉県警備業協会との合同面接会を開き、健康で働く意欲と能力のある中高年者

のための速やかな再就職を支援することになっている。

旅館・ホテルの無料宿泊券

【千葉市】

老人保健福祉週間（九月十五日～二十一日）に千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合の旅館・ホテルに宿泊した六十五歳以上の方から抽選で、十組二十名の方に無料宿泊券が抽選であたります。これは

中小企業人材確保推進事業の一環として行われるもので詳細は組合事務所までご照会下さい。

Tel. (043) 222-6590

<http://www.yado.or.jp>

ちば地域商業活性化フォーラム2002のご案内

開催日時 平成14年11月8日(金) 13:00~
開催場所 京成ホテルミラマーレ
千葉市中央区本千葉町15-1 TEL (043) 222-2111
参加費 8,000円
申込先等 詳細については、本会調査企画部までご照会下さい。

開 会	基調講演	13:30~14:30
テーマ「街づくりと地域循環型経済」		
講 師	千葉大学工学部 都市環境システム学科 教授 延藤安弘	
パネルディスカッション 14:45~16:50		
テーマ「コミュニティ・ビジネスと地域商業」		
CO.	千葉大学工学部 教授 延藤安弘	
pa	国際大学グローバルコミュニケーションセンター 教授 加藤敏春	
	コミュニティビジネスネットワーク 理事長 細内信孝	
	パンフレット・コンサルタント室 室長 阪口裕志	
	中小企業診断協会 千葉県支部長 大塚慎二	
交 流 会	17:00~18:30	

●都合により、講師あるいはテーマを変更する場合もございます。

組合士養成講習会のお知らせ

日 程

10/22(火)	午前	組合制度	中小企業論・中小企業組織論
	午後	組合会計	組合会計基礎（仕訳・帳簿等）
10/29(火)	午前	組合制度	中小企業等協同組合法の解説
	午後	組合会計	組合会計決算（決算仕訳・決算）
11/5(火)	午前	組合制度	制度史 商店街振興組合法の基礎
	午後	組合会計	問題練習
11/12(火)	午前	組合制度	団体法の基礎 組合制度の練習問題
	午後	組合会計	中小企業税制のあらまし 組合会計練習問題
11/19(火)	1日	組合運営	中小企業関係法律と諸施策 組合事務管理の実務
11/26(火)	1日	組合運営	労務管理・労働通論 組合運営論 組合運営練習問題

*午前は10:00~12:00 午後は1:00~4:00 1日は午前と午後

場 所 千葉県中小企業指導情報センター会議室（中央会の隣のビル）

受講料 組合制度、組合会計、組合運営各2,000円（全科目受講5,000円）

締 切 10月4日（金）

*講習はレジュメを配布しますが、別途受験テキスト（有料）も用意しておりますので、
詳細については本会産業振興部までご照会下さい。

9月の放送スケジュール



テレビ東京(12ch)
毎週土曜日
朝6:30~6:45

第1週 7日放送	【企業レポート】 絹セリシンの可能性！丹後織物産地の新分野進出 ■ビジネスホット情報■ 市場創出・販路開拓による経営革新の促進をめざして！中小企業ビジネスフェア
第2週 14日放送	【企業レポート】 多機能・安全！板ガラス加工専門メーカーの技術開発 ■ビジネスホット情報■ 産地直送いいもの博覧会！全国地場産フェアの開催
第3週 21日放送	【企業レポート】 金型から精密部品製造まで！業種を越えた商品戦略 ■ビジネスホット情報■ 資金調達を支援！新事業開拓促進出資事業
第4週 28日放送	【企業レポート】 高品質で低価格！オリジナルシャツ専門店のこだわり ■ビジネスホット情報■ 確かな備えで明るい未来！小規模企業共済制度

■「景気は、依然厳しい状況にあるが、一部に持ち直しの動きがみられる。」**月例経済報告**

政府は八月八日、八月の月例経済報告を発表した。

同報告では、「景気は、依然厳しい状況にあるが、一部に持ち直しの動きがみられる。」として、「景気は、依然厳しい状況にあるが、底入れしている。」とした五

動を開いていく予定である。

■「景気は、依然厳しい状況にあるが、一部に持ち直しの動きがみられる。」**月例経済報告**

本会においても引き続き署名運動を展開していくとともに、県下の中小企業関係四団体と合同で、県選出の国會議員に対して陳情活動を行っていく予定である。

本誌七月号で報じた四団体の要望事項にペイオフ全面解禁の延期を加え、緊急デフレ対策の実現をていた。四項目の決議を採択した。

全国商工会連合会及び全国商店街連合会の中小企業関係四団体は、七月十八日、東京の赤坂プリンスホテルにおいて、与党の国會議員百九十六名と全国の中小企業者約千人が参加して決起集会を開催し、外形標準課税の導入反対等（本誌七月号で報じた四団体の要望事項にペイオフ全面解禁の延期をいた）。四項目の決議を採択した。

■中小企業関係四団体「外形標準課税導入反対等」決起集会を開催

全国中央会、日本商工会議所、

連合会の中小企業関係四団体は、

七月十八日、東京の赤坂プリンス

ホテルにおいて、与党の国會議員

百九十六名と全国の中小企業者約

千人が参加して決起集会を開催

し、外形標準課税の導入反対等（

本誌七月号で報じた四団体の要望

事項にペイオフ全面解禁の延期を

いた）。四項目の決議を採択した。

本会においても引き続き署名運

動を展開していくとともに、県下

の中小企業関係四団体と合同で、

県選出の国會議員に対して陳情活

動を行っていく予定である。

■「景気は、依然厳しい状況にあ

るが、一部に持ち直しの動きがみ

られる。」**月例経済報告**

政府は八月八日、八月の月例経

済報告を発表した。

同報告では、「景気は、依然厳

しい状況にあるが、一部に持ち直

しの動きがみられる。」として、

「景気は、依然厳しい状況にある

が、底入れしている。」とした五

月、六月の基調判断を二ヶ月ぶりに上昇判断した七月の基調判断を据え置いた。

わが国経済の需要面については個人消費は、横ばいで推移するなかで、一部に底堅さもみられる。設備投資は、減少しているものの、先行きについては下げ止まる兆しもみられる。住宅建設は、弱含みとなっている。公共投資は、このところ平成十三年度第二次補正予算の効果がみられるが、総じて低調に推移している」としている。

■第百五十四回通常総会で成立了主な中小企業関係法律

① 租税特別措置法の一部を改正する法律（法律十五号）・同族会社の留保金課税の特例の拡充・交際費の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引き上げ・取引相場のない株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例等

② 地方税法の一部を改正する法律（法律第十七号）・地方税負担の軽減及び合理化を図るため、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充等

③ 中小企業退職金共済法の一部

を改正する法律（法律第三十九号）・中小企業退職金共済制度の長期的な安定を図るために、退職金額の算定方法について見直しを図るとともに、勤労者退職金共済機構の業務を縮小するほか、理事長、副

理事長、理事の業務上の余裕金の運用に係る忠実義務を新たに設けるもの。

④ 商法の一部を改正する法律（法律第四十四号）・委員会設置会社の制度・種類株主による取締役の選解任の創設等

■経済産業省の人事異動

経済産業省は七月三十日、広瀬勝貞事務次官の勇退に伴う異動を発令した。これにより、経済産業事務次官には村田成二（経済産業政策局長が就任した。

■全国中央会臨時総会開催

全国中央会は七月二十三日、東海大学校友会館において、臨時総会を開催し、十四年度通常総会後、理事の辞任により生じた理事の補欠選任を行い、引き続き開催した理事会において専務理事の選任を行った。専務理事▼田勢修也